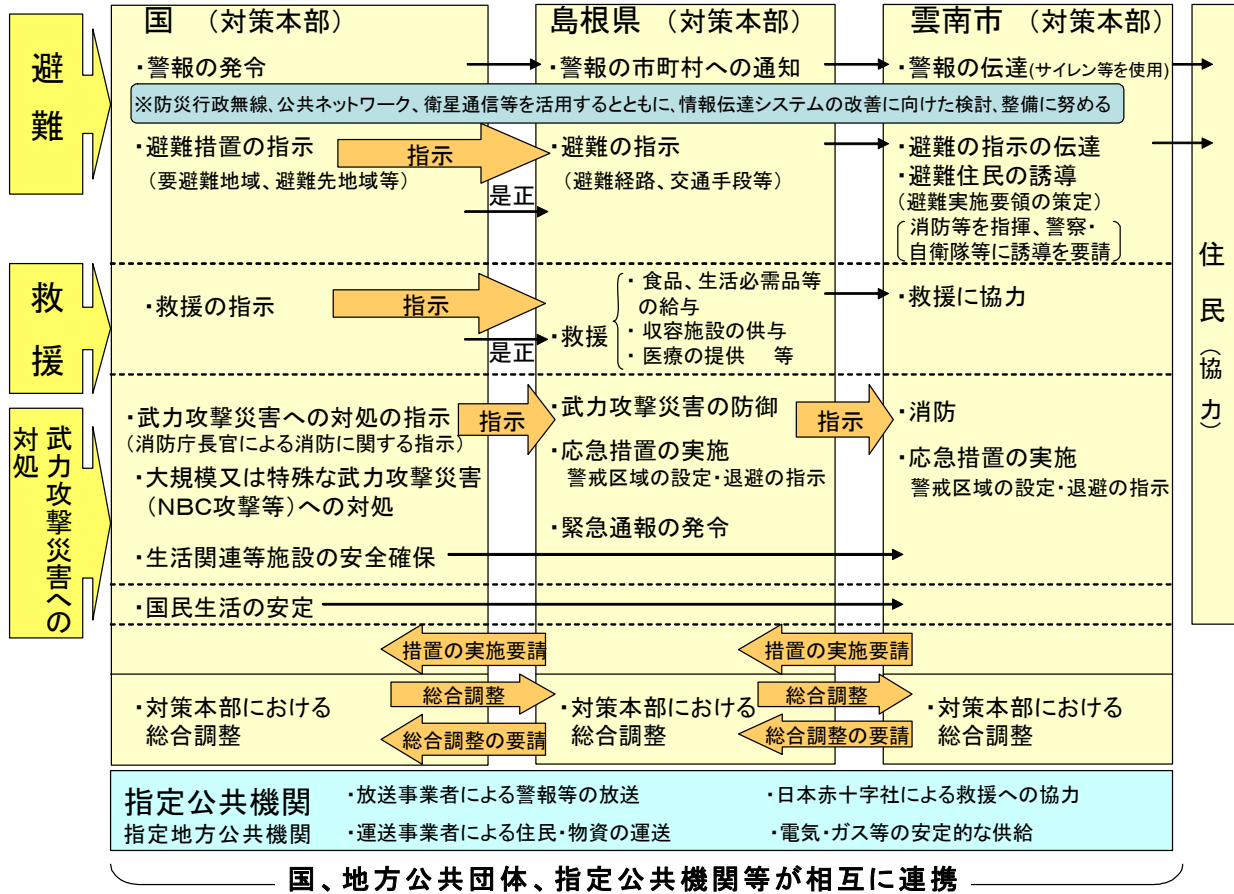


第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国、県、市等におけるそれぞれの国民保護の仕組みは、下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が、おおむね次に掲げる業務を処理する。

○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
雲南市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 県の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
島根県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他武力攻撃災害等の対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制

機関の名称	事務又は業務の大綱
広島防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、関し並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
中国財務局 （松江財務事務所）	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業の査定の立会
中国四国厚生局	1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保
島根労働局	1 被災者の雇用対策
中国四国農政局 （島根農政事務所）	1 武力攻撃災害対策用復旧資材の調達・供給
中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策
中国運輸局 （島根運輸支局）	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
大阪管区気象台 （松江地方気象台）	1 気象状況の把握及び情報の提供

○ 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
《災害研究機関》	1 武力攻撃災害に関する指導助言
《放送事業者》	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送
《運送事業者》	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
《電気通信事業者》	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
《電気事業者》	1 電気の安定的な供給
《ガス事業者》	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保

《一般信書便事業者》	1 信書便の確保
《病院その他医療機関》	1 医療の確保
《河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者》	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援の協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用地区所の維持